

平成29年4月9日執行予定の秋田県議会議員補欠選挙の事務を処理するため、秋田県選挙管理委員会規程（昭和28年秋選管告示第54号）第13条の2第1項の規定により、次のとおり秋田県選挙管理委員会分室を設ける。

平成29年2月28日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹 田 勝 美

1 分室の名称及び場所

分 室 の 名 称	場 所
秋田県選挙管理委員会 山本分室	能代市御指南町1番10号 秋田県山本地域振興局内
秋田県選挙管理委員会 男鹿市分室	男鹿市船川港船川字泉台66番地1 男鹿市役所男鹿市選挙管理委員会事務局内

2 分室の設置期間

平成29年2月28日から同年4月27日まで